

〈総論〉

第1章	計画の策定に当たって……………	2 p
第2章	計画策定の基本事項……………	6 p
第3章	障がい者を取り巻く現況と調査結果の概要……………	9 p
第4章	基本理念及び施策の展開……………	20 p

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景

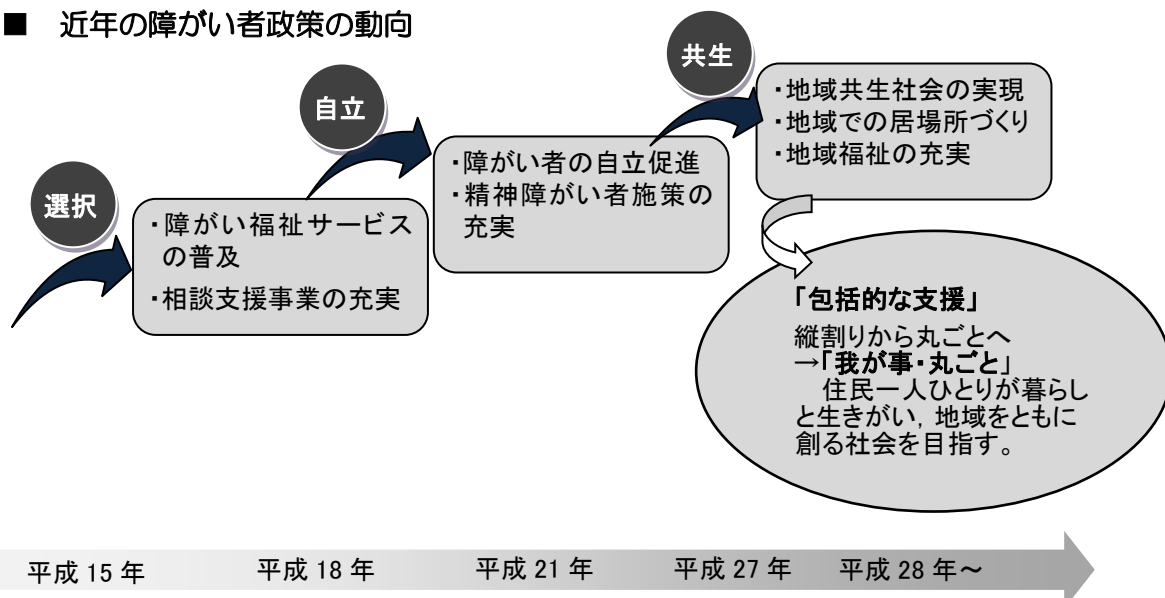
平成25年4月、国は、従前の障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正し、障がい者の範囲や障がい者への支援の見直し、地域生活支援事業の見直し等を行いました。また、同年6月、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を成立させ（平成28年4月施行）、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」には、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。これを受け、厚生労働省では、『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」において、その骨格に「地域課題の解決力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「専門人材の機能強化・最大活用」を掲げました。更に、平成30年4月には障害者総合支援法を改正し、自立生活援助や就労定着支援に関するサービスが新たに追加されています。

これまで本市では、「第1期21かしま障がい者プラン（H27～R2）」「第5期障がい福祉計画（H30～R2）」「第1期障がい児福祉計画（H30～R2）」の3計画に基づき、計画的に障がい者施策を推進してきました。

今般、現行の3つの計画期間が同時に終了することから、国・県の指針や近年の障がい者制度改革を踏まえ、また、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、「第4期障がい者福祉計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を一体的に整備し、「第2期21かしま障がい者プラン」として策定します。

■ 近年の障がい者政策の動向



【本計画とSDGsとの関係性】

⇒Sustainable Development Goals:サステイナブル ディベロップメント ゴールズ
(持続可能な開発目標) への取組み

2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、SDGsが採択されました。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓うものであり、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとして、我が国も積極的に取り組んでいます。

第2期21かしま障がい者プランにおいても、SDGsの理念を基に、各種施策を推進していくこととします。本計画の目標を実現することで、17のゴールのうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」等の目標達成に寄与します。



第2節 障がい者施策の動向

(1) 我が国の政策動向

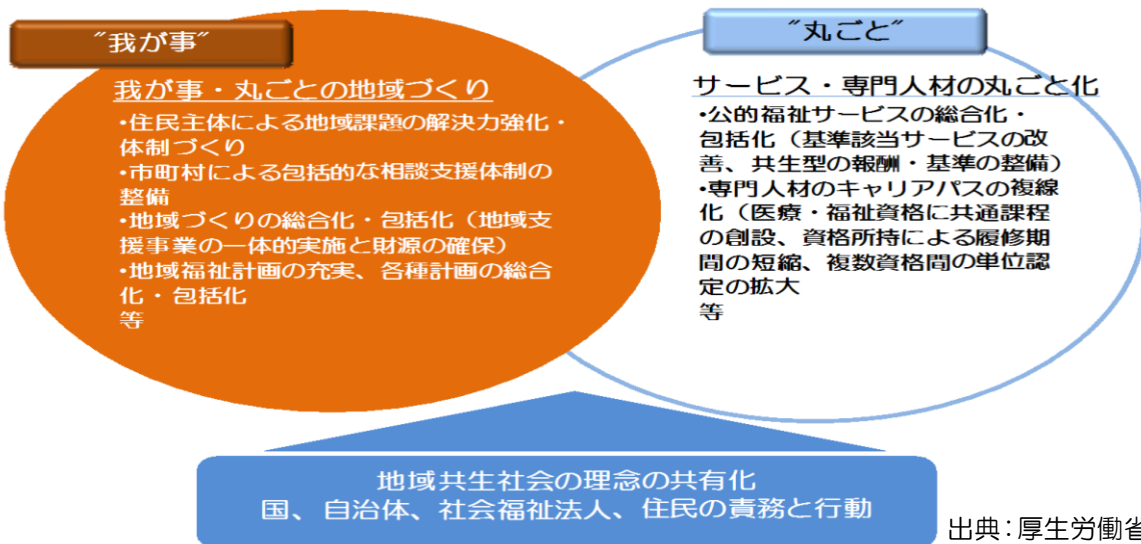
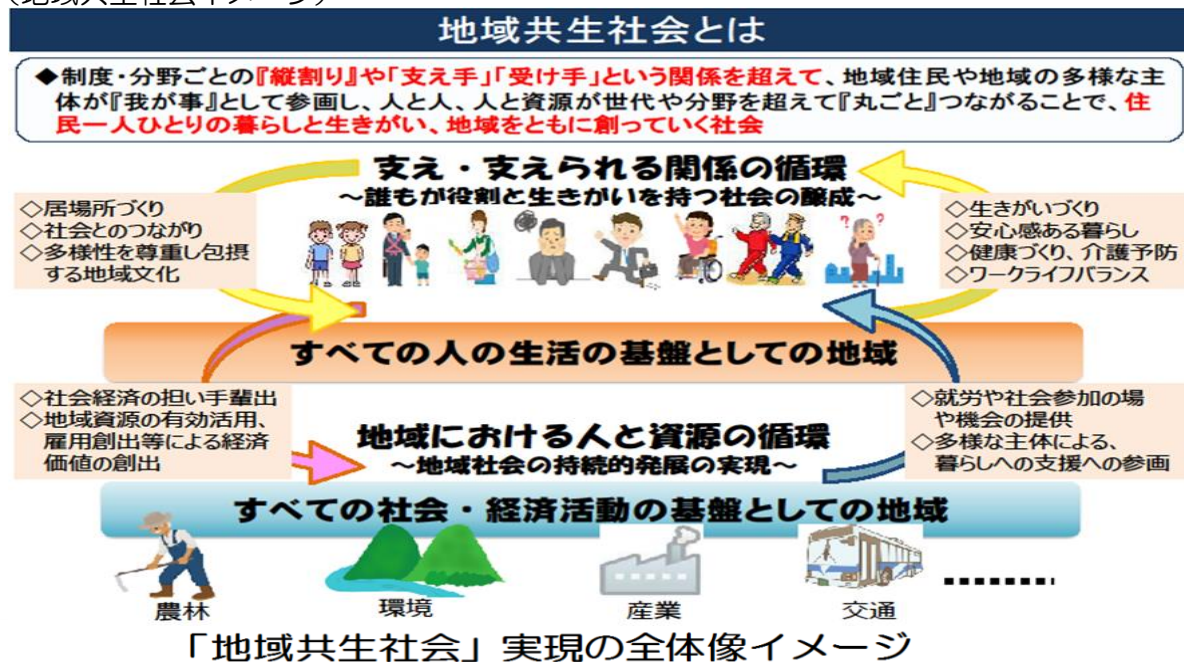
① 地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省は、平成27年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、この中で、新しい地域包括支援体制の確立を核とした共生型の地域社会を目指すこととしました。

これは、平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」につながるものであり、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り合うことができる社会の実現を目指すものです。

地域共生社会の実現のためには、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する必要があります。本計画においても、下記のイメージを参考として、構築に取り組みます。

(地域共生社会イメージ)



② 障がい者施策動向

平成 24 年	・「障害者虐待防止法」施行	
平成 25 年	・「障害者優先調達推進法」施行 ・「障害者総合支援法」一部施行	
	・「障害者差別解消法」制定 ・改正「障害者雇用推進法」制定	
	・第3次「障害者基本計画」策定	
平成 26 年	・「障害者権利条約」批准	
	・改正「精神障害者保健福祉法」施行 ・「障害者総合支援法」全面施行	
平成 27 年	・総合支援法の対象疾病拡大	
平成 28 年	・「総合支援法及び児童福祉法改正案」公布 ・改正「障害者雇用推進法」施行 ・「障害者差別解消法」施行 ・「発達障害者支援法」改正	
	平成 29 年	◀ 法改正・計画策定準備 ▶
	平成 30 年	・第4次「障害者基本計画」策定 ・改正「障害者総合支援法」一部施行 ・改正「児童福祉法」一部施行

POINT 「障害者総合支援法」

- ・特定疾患者への支援対象拡大
- ・地域生活支援事業の強化
- ・障害支援区分の創設
- ・重度訪問介護の対象拡大

POINT 「障害者権利条約」

- ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

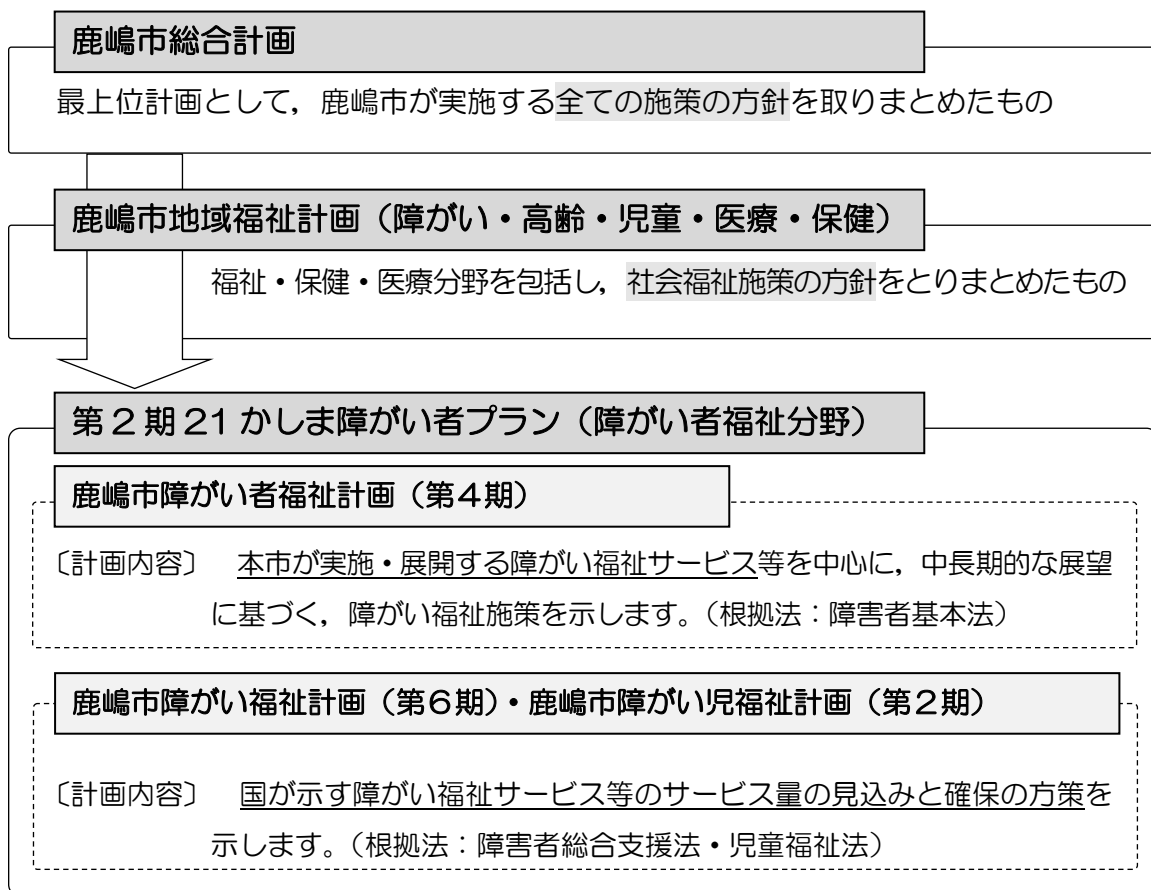
POINT 「障害者差別解消法」

- ・社会的障壁の除去に対する公共機関の合理的配慮の義務化
- ・国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針や対応要領を作成し、また相談及び紛争の防止等のための整備、啓発活動等の差別解消のための支援措置が定められる。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

(1) 上位計画との関係



(2) 計画期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合計画	第3次							第4次	
地域福祉計画	第2期			第3期				第4期	
障がい者福祉計画	第3期						第4期（～令和8年度）		
障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期（～令和5年度）		
障がい児福祉計画	-			第1期			第2期（～令和5年度）		

第1期21 かしま障がい者プラン

第2期21 かしま障がい者プラン

第2節 計画の推進体制

(1) 計画の策定方法

計画の策定に当たっては、以下のとおり、策定委員会での審議やヒアリング、パブリックコメントの募集等を実施し、多くの方々の意見や要望等を集約しました。

①鹿嶋市地域自立支援協議会（計画素案の審議）

学識経験者、相談支援事業者、福祉サービス事業者等で構成する鹿嶋市地域自立支援協議会を本計画の策定委員会として位置付け、事務局が作成した計画案について御審議頂きました。

②庁内関係部門との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連性のある庁内関係部門と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障がい者施策の検討等を行いました。

③アンケート調査の実施

障がい者の現状、障がい福祉サービス等の利用状況、認知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

調査期間：令和2年8月25日～令和2年9月23日（郵送方式）

調査区分	対象者	有効回収件数	有効回収率
① 一般市民に対する調査	1,400	602	43.0%
② 障害者手帳所持者に対する調査	2,100	1,149	54.7%
合計	3,500	1,751	50.0%

(2) 計画の評価・見直し

本計画（各論Ⅱ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画）では、基本指針に基づき定めた数値目標を「成果目標」として、また、各サービスの見込量を「活動指標」として記載しています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理のため、毎年度これら指標の実績を把握し、鹿嶋市地域自立支援協議会において分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行います。

(3) 計画の推進体制の確保

① 推進体制の確保

計画の推進に当たっては、国・県の関係機関や庁内との連携を図るとともに、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用します。

② 鹿嶋市地域自立支援協議会での審議

本協議会は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、事業の円滑な推進を図ることを目的としています。本計画における障がい福祉サービスによる取組みを推進するに当たっては、協議会の意見・提言等を踏まえるものとします。

③ 障がい福祉サービスや計画に関する情報の提供

誰もが適切に障がい福祉サービスを利用できるよう、サービス内容や利用手続等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・事業者に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、「障がい」への一層の理解促進に努めます。

④ サービスの質の確保

市町村の事業である地域生活支援事業の実施に当たっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これら事業者への登録基準等に関し一定の基準を設け、サービスの質の確保を図ります。

第3章 障がい者を取り巻く現況と調査結果の概要

第1節 鹿嶋市の概況

(1) 障がい者に係る統計

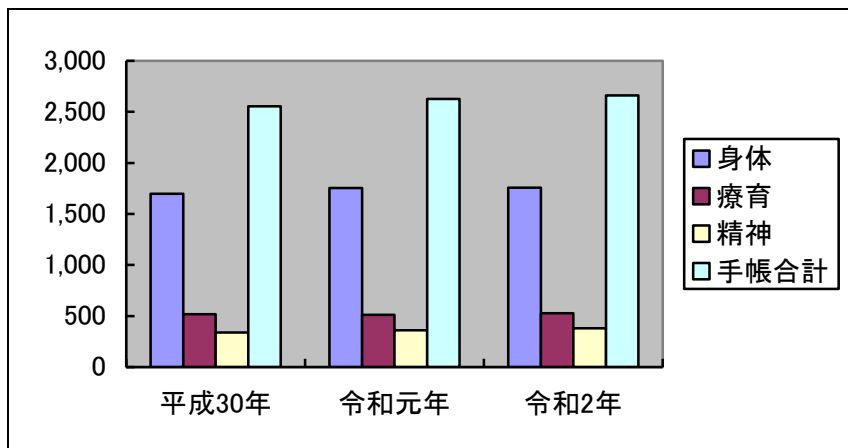
① 全体の状況

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、緩やかに増加傾向にあります。

(人)	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳	1,699	1,754	1,757
療育手帳	517	511	526
精神障害者保健福祉手帳	338	361	379
合計	2,554	2,626	2,662

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障がいに該当する場合に交付されます。

視覚障がい 1級から6級
 聴覚障がい 2級から4級, 6級
 平衡機能障がい 3級, 5級
 音声・言語・そしゃく機能障がい 3級, 4級
 肢体不自由 1級から6級
 内部障がい 1級から4級



出典：鹿嶋市（各年3月31日）

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者のうち、等級別では3・4級が増加傾向にあります。障害種別では、内部障がいが特に大きく増えています。

・等級

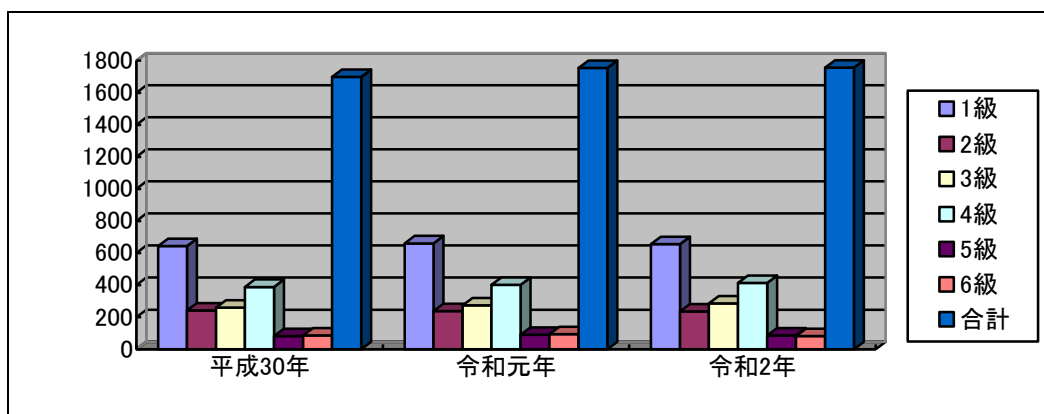
(人)	平成30年	令和元年	令和2年
1級	643	660	655
2級	241	237	236
3級	260	273	<u>285</u>
4級	388	401	<u>413</u>
5級	82	89	86
6級	85	94	82
合計	1,699	1,754	1,757

・障がい部位

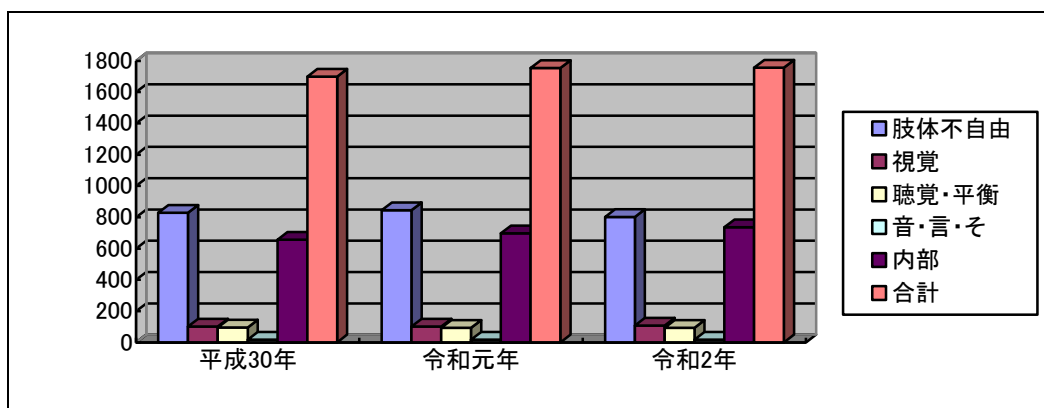
(人)	平成30年	令和元年	令和2年
肢体不自由	828	844	802
視覚	101	102	107
聴覚・平衡	96	93	94
音・言・そ	17	18	18
内部	657	697	<u>736</u>
合計	1,699	1,754	1,757

出典：鹿嶋市（各年3月31日）

・等級



・障がい部位



※「音・言・そ」は「音声・言語・そしゃく機能」の略

※「内部」には「心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能」及び「免疫機能、肝臓機能」の障がいが含まれます。

③ 療育手帳所持者

療育手帳所持者のうち、重度（A）以外が増加傾向にあります。

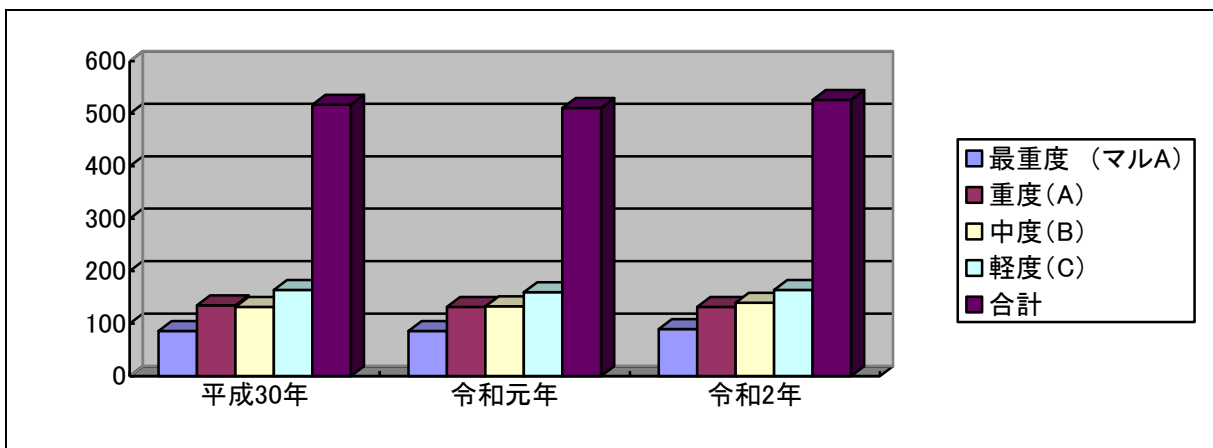
（人）	平成30年	令和元年	令和2年
最重度 （マルA）	86	86	<u>90</u>
重度（A）	135	132	132
中度（B）	132	133	<u>140</u>
軽度（C）	164	160	<u>164</u>
合計	517	511	526

療育手帳は、知的障がい者に交付されます。

(1)療育手帳にはランクがあります。

(2)ランクは心理判定、医学判定、調査結果などを総合的に判断して決定します。

(3)手帳を交付されたあと、数年後に行う再判定はある方とない方がいます。これも諸条件を勘案して決められます。



出典：鹿嶋市（各年3月31日）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者

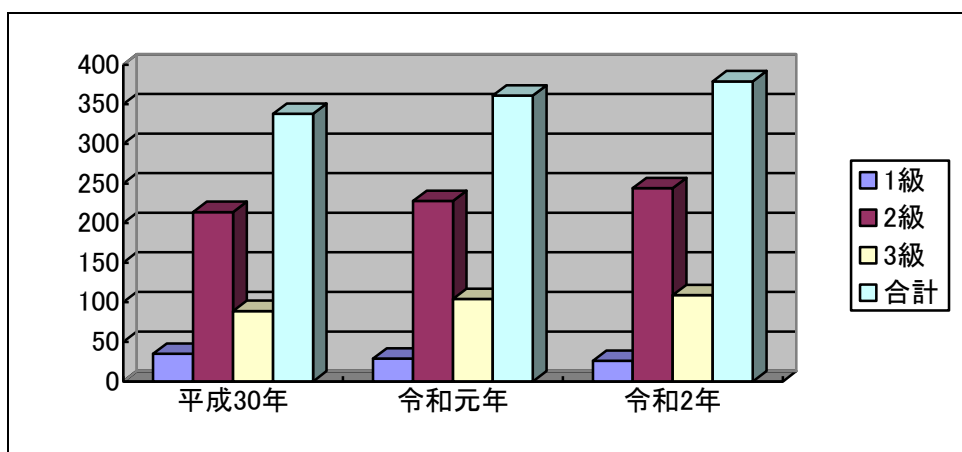
近年、精神障害者保健福祉手帳所持者は全国的に増加傾向にあり、本市の直近3か年においても増加して推移しています。手帳の非所持者も含まれる自立支援医療（精神通院）については、各受給者の受給期間に伴う集計時点所持の差異から増減がありますが、ほぼ横ばいとなっております。

・精神障害者保健福祉手帳所持者

(人)	平成30年	令和元年	令和2年
1級	35	29	26
2級	214	228	244
3級	89	104	109
合計	338	361	379

精神障害者保健福祉手帳は、全ての精神疾患が該当します。近年の動向では、次の対象者が増加傾向にあります。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病などの気分障がい
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒（依存症）
- ・高次脳機能障がい
- ・発達障がい

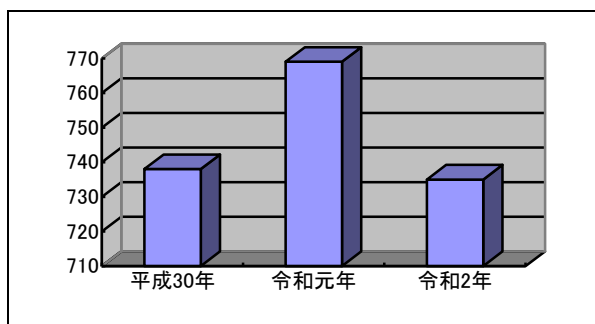


出典：鹿嶋市（各年3月31日）

・自立支援医療（精神通院）

(人)	平成30年	令和元年	令和2年
合計	738	769	735

自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。



出典：鹿嶋市（各年3月31日）

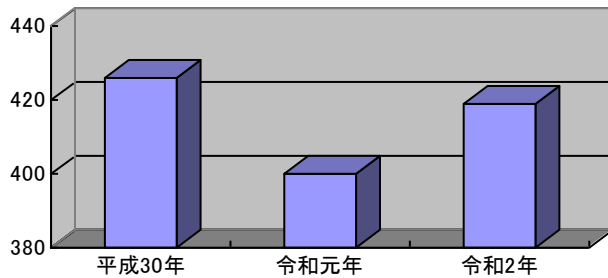
⑤ 障がい福祉サービス受給者・障害支援区分認定者

障がい福祉サービス受給者と障害支援区分の認定者は、近年ほぼ横ばいに推移しています。また、障がい児福祉サービスの受給者も近年ほぼ横ばいに推移しています。

・障がい福祉サービス受給者

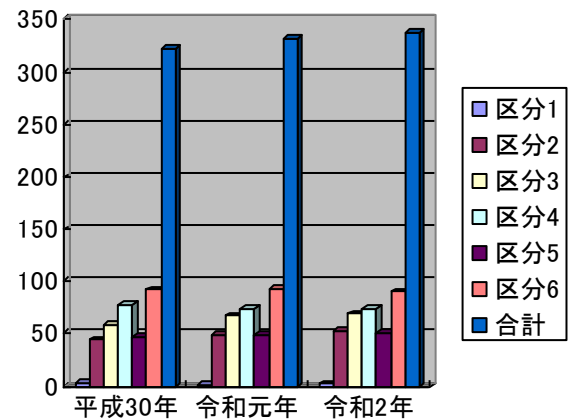
(人)	平成30年	令和元年	令和2年
合計	426	400	419

※計画相談利用者実人数とセルフプラン利用者の合計



・障害支援区分認定者

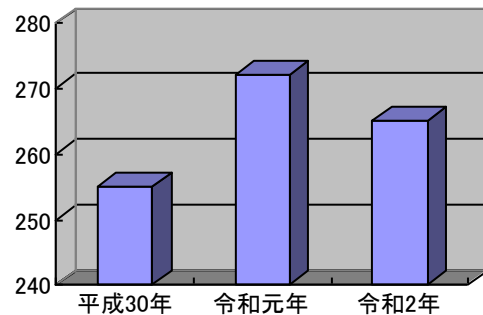
支援度合	(人)	平成30年	令和元年	令和2年
軽い	区分1	3	1	2
	区分2	44	49	53
	区分3	58	67	69
	区分4	78	73	73
	区分5	47	49	50
重い	区分6	92	93	90
	合計	322	332	337



・障がい児福祉サービス受給者

(人)	平成30年	令和元年	令和2年
合計	255	272	265

※児童発達支援と放課後等デイサービス受給者
実人数の合計



出典：鹿嶋市(各年11月時点)

第2節 アンケート調査の実施

(1) 調査の実施

「第2期 21 かしま障がい者プラン」の策定に当たり、その基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

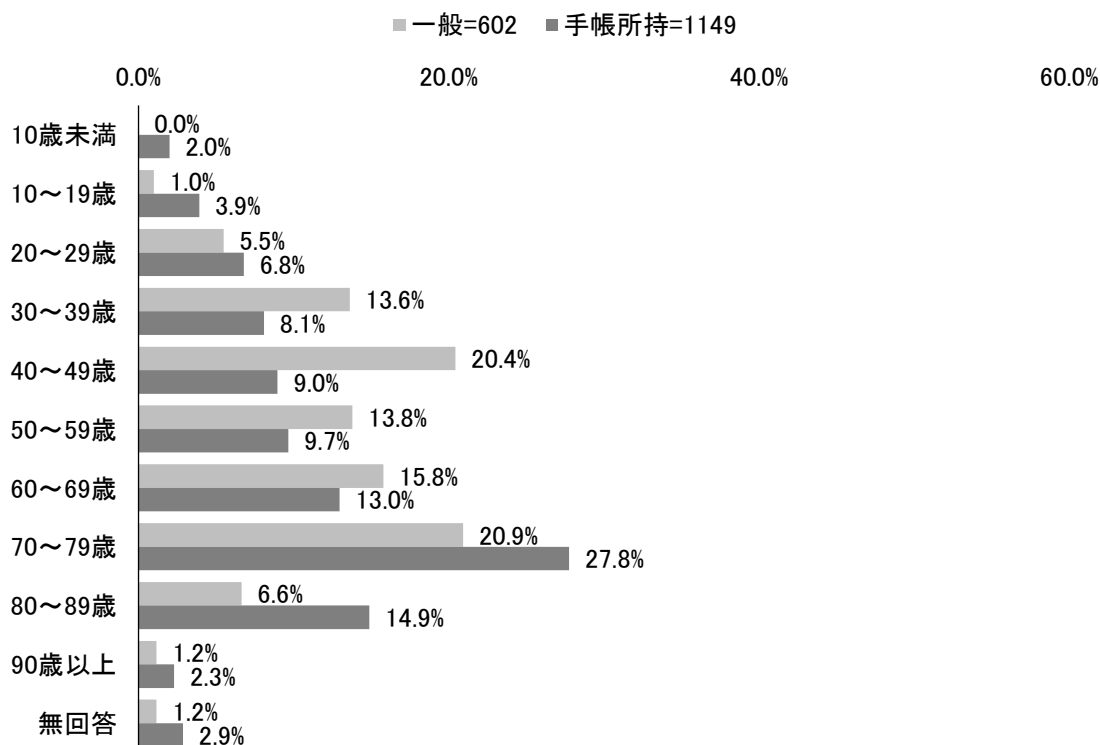
本調査は、障がい者の現状、障がい福祉サービス等の利用状況、認知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握することを目的としています。

調査区分	対象者	有効回収件数	有効回収率
① 一般市民に対する調査	1,400	602	43.0%
② 障害者手帳所持者に対する調査	2,100	1,149	54.7%
合計	3,500	1,751	50.0%

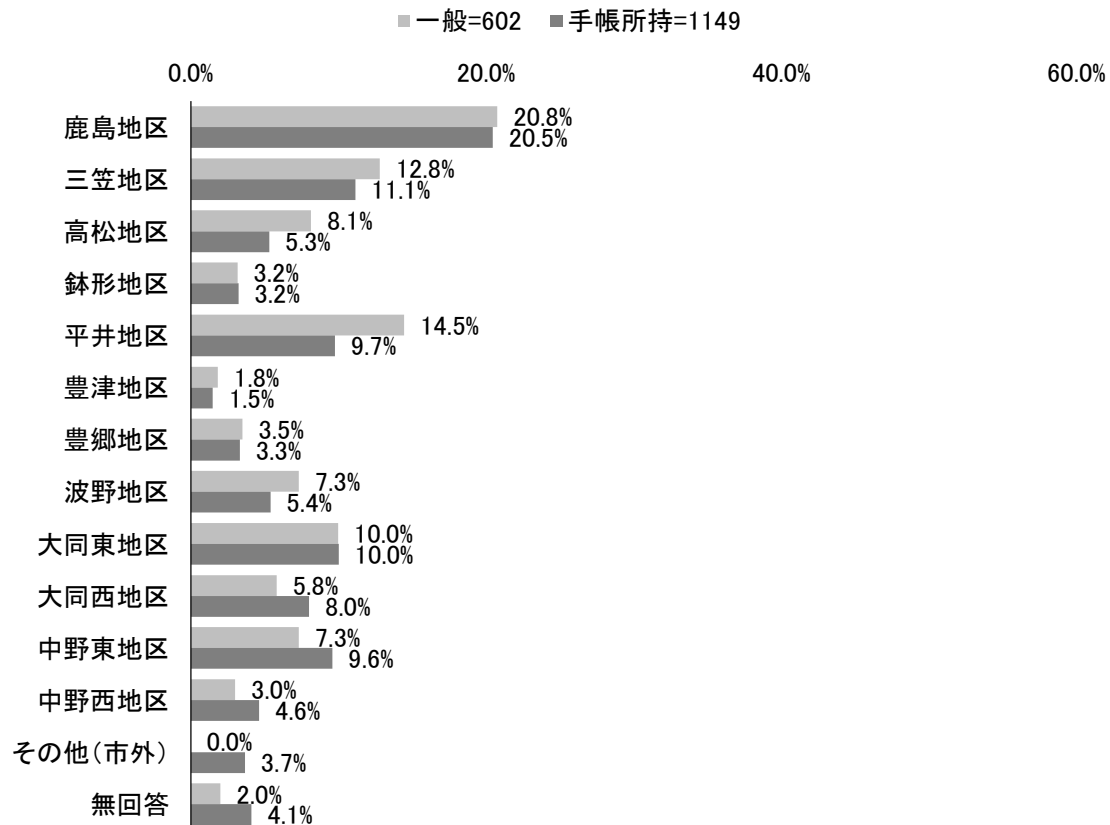
(2) 調査結果の概要

「第2期 21 かしま障がい者プラン策定のためのアンケート調査結果報告書」のうち、「① 一般市民に対する調査」及び「② 障害者手帳所持者に対する調査」の共通設問（一部抜粋）については、以下のとおりです。

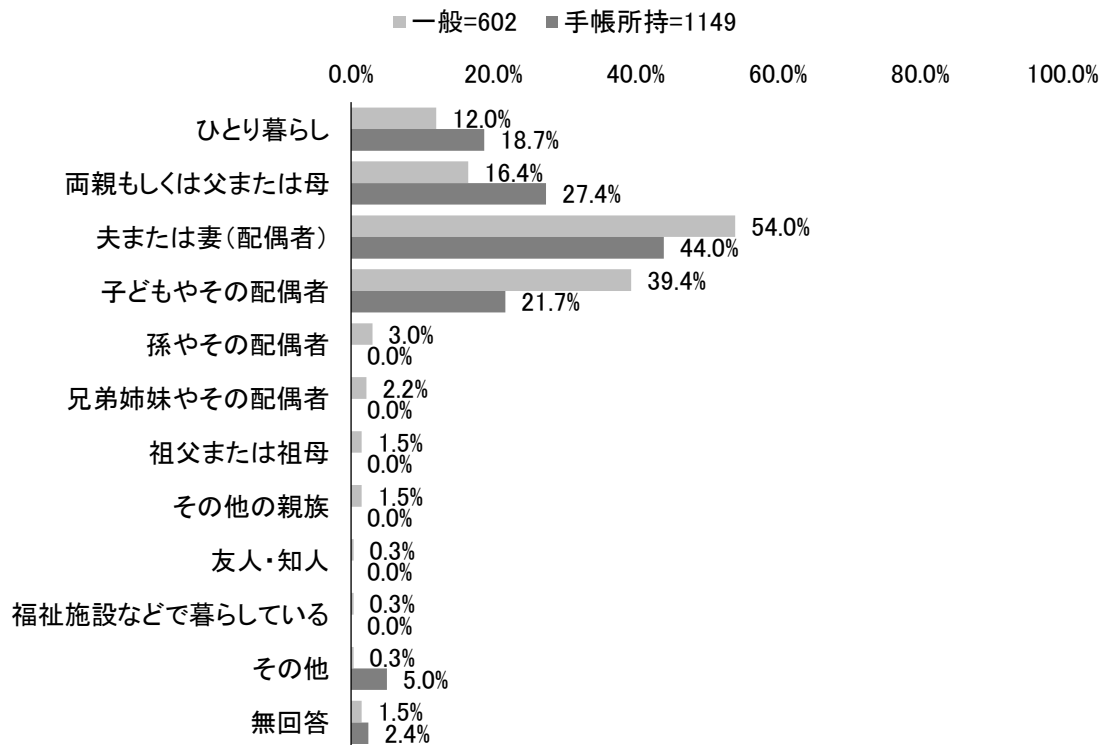
年齢をお答えください。（○印は1つ）



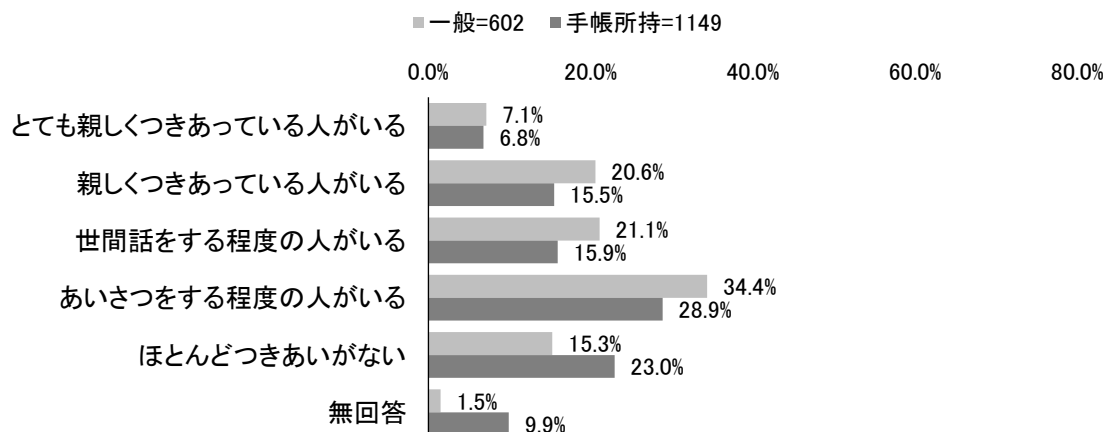
あなたのお住いの地区はどこですか。(○印は1つ)



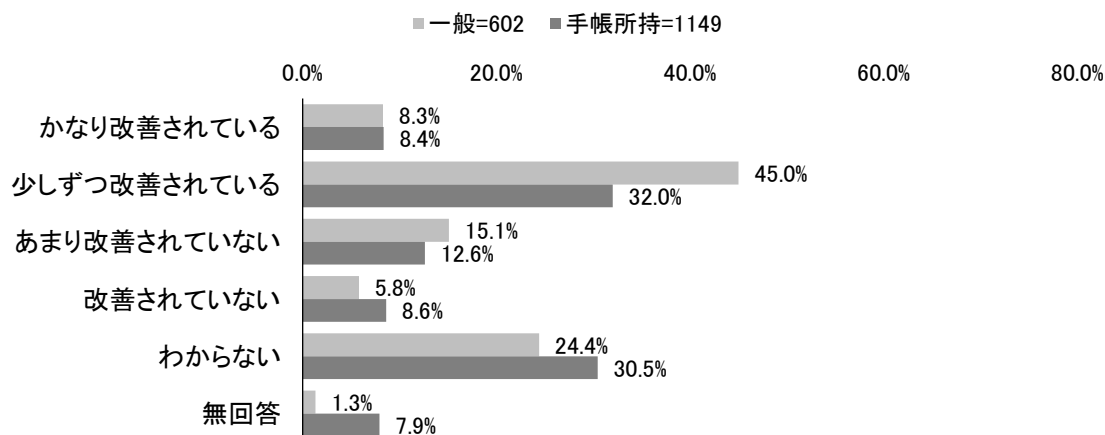
現在、どなたとお暮らしですか。(あてはまるものすべてに○印)



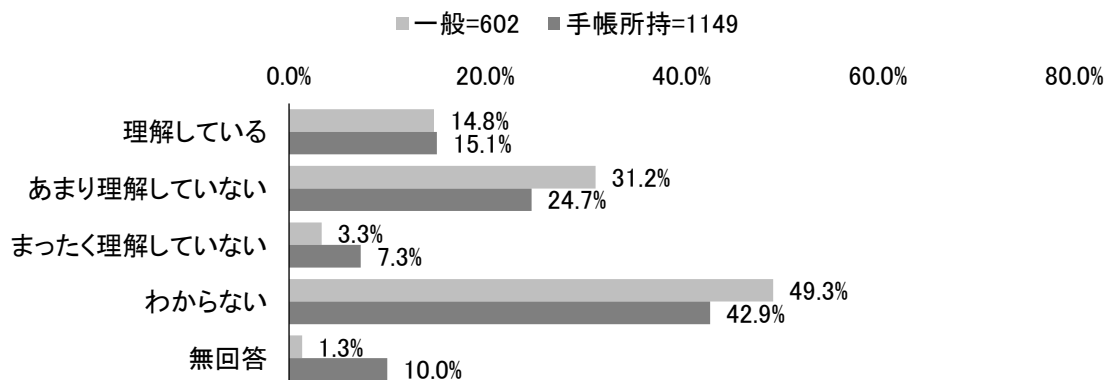
あなたの日ごろ、地域や隣近所の方々との付き合いは、どの程度ですか。（〇印は1つ）



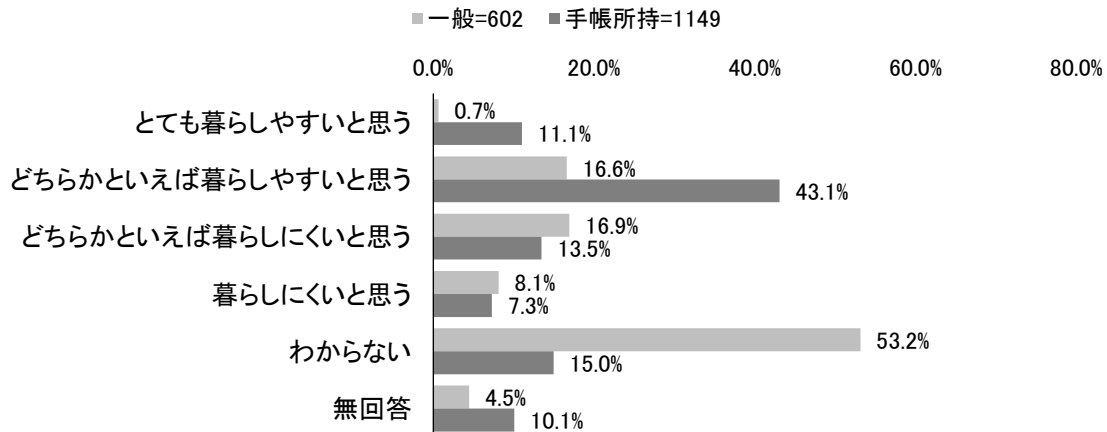
およそ5～10年前と比べて、障がいのある方に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。（〇印は1つ）



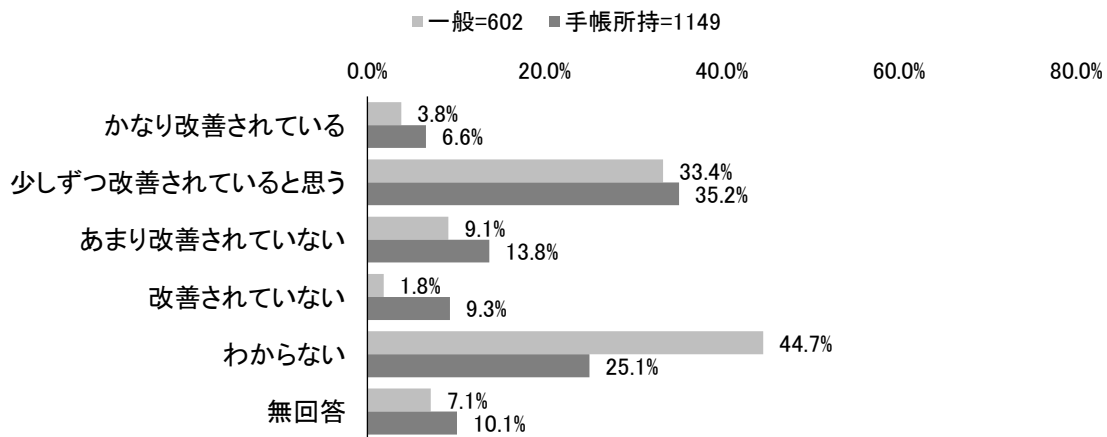
地域の方々の障がいに対する理解について、あなたはどのように感じていますか。（〇印は1つ）



鹿嶋市は、障がいのある方にとって暮らしやすいと思いますか。（〇印は1つ）



およそ5～10年前と比べて、福祉・教育・雇用・まちづくりなど、障がいのある方に対する行政の取組みは進んでいると思いますか。（〇印は1つ）



第3節 当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施

(1) 実施概要

当事者団体・事業所に対し、ヒアリング調査を実施しました。実施に当たっては、鹿嶋市地域自立支援協議会所属委員（団体）を含む、19団体に御協力を頂きました。

	名称	当自/福事/一事
1	(社福)みのり会 中台育心園	福事
2	(社福)鹿島更生園 援護寮	福事
3	鹿嶋市総合福祉センター	福事
4	(社福)鹿嶋市社会福祉協議会 松の木学園	福事
5	(特非)れいめい(地活C)	当自/福事
6	(社福)誠仁会 メイプル(就労移, 就労B, GH, 地活C)	福事
7	鹿嶋市身体障害者福祉協議会	当自
8	(社福)鹿嶋市社会福祉協議会 ウェルポート鹿嶋の郷	福事
9	鹿島特別支援学校 PTA 鹿嶋支部	当自
10	NS ハートフル鹿島(株)	一事
11	(株)田口商事(弁当)	一事
12	(有)やまと米菓	一事
13	(株)グットライフ(就労A・B, 放デイ)	福事
14	こどもサークル鹿嶋(放デイ, 児発)	福事
15	ワンハート(生介, 就労移, 就労B)	福事
16	+1ハピネス(放デイ)	福事
17	ブリッジタウン(就労B, GH)	福事
18	風花(GH)	福事
19	かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり	福事

※当自＝当事者団体、福事＝福祉事業所、一事＝一般事業所

1 基礎項目

◆ 貴団体・事業所に係る基礎情報について

2 目的・目標及び活動の内容

◆ 現在貴団体・事業所が活動する上での目標及び活動内容などについて

3 目的・目標の達成に向けての課題

◆ 「2」でお聞きした目標を達成する上での課題について

4 地域福祉、地域生活について

◆ 貴団体・事業所が福祉基盤の充実、サービス利用の支援、サービスの質の向上に向けて取り組まれていることや地域との関わり、市に期待する取組みについて

御回答いただいたもののうち、「◆ 市に期待する取組みについて」の回答概要（抜粋）は次の通りです。

- 障がい分野の専門家による勉強会
- 鹿行地域の障がい福祉サービス施設や特別支援学校との交流や意見交換
- 相談支援専門員としての対応では困難な事例に対し、関係機関を交えての相談時の主導的な対応をお願いしたい。
- サービスにもなかなか繋がらない方などの引きこもり者への支援についても考えていく必要があると思われます。
- 福祉ネットに引っかけられない潜在的な方がまだまだたくさんいるように思われるので、社会との関わりを持つという意味でもそういう方の掘り起こしを期待しています。
- 障がい者の収入増と自立を目指し、働く意欲のある障害者の方々がその能力を発揮することができるよう、就労の機会を確保することは大変重要です。障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設等から調達を強化してほしい。また、必要な調達内容があれば知りたい。
- 就労支援で一般就労希望されている方の通勤手段が少ない為、オンデマンドタクシーのような交通手段の利便性向上をご検討頂きたい。
- 制度改正時や報酬改定時の説明会、研修等は県庁や総合福祉会館等、水戸まで出向くことがほとんどです。鹿行地域の範囲内であれば移動の時間も少なく、その分支援に時間を取ることができると思いますし、職員も参加がしやすくなると思います。
- 障がい者が社会参加しやすくする配慮・工夫は、今後もお願いしたいところ。例えば、公民館地区単位での文化祭があるとすれば、障がい者が参加しやすい企画内容を取り入れたり、福祉の基盤づくりには「身近なところに「拠り所」的な機能を有する機関があると、参加するきっかけが作れると思う。
- 実態等が全く分からない利用者の突然の短期入所利用は、事業所側にとってはリスクが大きく、利用者本人にとっても突然の環境の変化に不適切な行動をとる場合がある。安心して障がい福祉サービスを利用できるようにするためには、日頃から日中一時支援を活用するなどして環境に慣れておくことが望ましいと考えている。
- 子ども達が安心して遊べる公園等の施設の設置、遊具の増築の推進
- 子ども達の運動能力向上に向け、トレーニング機器等の貸し出し

※原文のまま掲載しています。

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

第1期21 かしま障がい者プランでは、障がいの有無に関わらず、すべての市民が協力し、誰もが健康で安心して暮らせる環境のもと、自らの能力を最大限に発揮し、あらゆる分野に参加することのできるまちの実現を目指してきました。

この間、国では、ニッポン一億総活躍プランの中で地域共生社会の実現を掲げ、地域住民や地域の多様な主体がつながって、ともに地域を創っていく社会を目指すこととされ、本市がこれまでに取組んできた地域づくりの方向性と一致するものとなっています。

このため、第2期21 かしま障がい者プランにおいては、従前の基本理念を承継し、地域に暮らす互いの存在を認め合い、共に支えあいながら、誰もが生き生きと輝いて暮らすことのできるまちづくりを、引き続きすべての市民と共に進めていくこととします。

〔基本理念〕

共に支えあい 誰もが輝けるまち かしま

〔基本方針〕

本計画では、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援の確立を図ります。

- ・障がいのある人の権利の尊重
- ・地域の実情に応じた障がい福祉サービス等の提供体制の充実
- ・地域共生社会の実現に向けた地域づくり

〔基本目標〕

基本目標別（分野別）の施策の展開

基本理念に基づき、障がい者を含む誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、計画推進のための4つの基本目標を定めます。

なお、障がい福祉計画の該当内容については、各論Ⅱにおいて事業量の見込みと実績を別途掲載します。

第2節 基本目標及び施策の体系

(1) 基本目標の設定

本計画では、基本理念の実現に向け、分野別に以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 共に暮らすまち

- ・障害者差別解消法に基づき、市民や事業者等への「障がい」に対する理解・普及啓発のため、広報活動や福祉教育の充実を図り、心のバリアフリーの推進を目指します。
- ・障がい者の福祉・保健・医療・教育等に関するニーズを適切なサービスに結びつけることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ・障がい者の社会参加や自立の機会が阻まれることのないよう、福祉サービスに係る情報提供の充実に努めます。また、茨城県手話言語条例に基づき、茨城県と連携の上、手話の普及啓発に努めます。

基本目標2 自立した生活を送ることのできるまち

- ・適切な居住の場の確保や、グループホーム、真に入所が必要な障がい者のための入所施設等の拡充に努めるとともに、生活を支える多様な機能の整備を図ります。
- ・支援が必要な児童に対する医療的ケアや、下校後の居場所の確保・療育支援を行う放課後等デイサービスなど、障がい児とその家族を支える施策を展開します。
- ・障がいの重度化を予防するためには、日頃からの健康管理が重要です。このため、医療分野と連携し、医療的ケアが必要な障がい者への支援等の充実を図ります。

基本目標3 生きがいのある暮らしが送れるまち

- ・障がい者が自立した生活を実現するため、就労支援体制の充実を図るとともに、事業主に対して障がい者雇用に関する各種制度の周知に努めます。
- ・障がい者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障がい者の利用しやすい施設・設備の整備促進及び指導員等の確保を図ります。

基本目標4 安全・安心に暮らせるまち

- ・地域で安全・安心に暮らすことのできる体制づくりに引き続き取組み、防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・充実を図ります。
- ・障がい者が安心して外出できる環境づくりのため、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間機関等のバリアフリー化に向けた取組みを促進します。

(2) 施策の展開と体系

基本目標	施策	主要な取組
基本目標1 共に暮らすまち	施策1 広報・啓発活動の充実 施策2 情報提供・意思疎通支援の充実 施策3 権利擁護体制の充実	取組1 障がいへの理解を深めるための啓発の充実 取組2 ボランティア活動の推進、福祉人材の育成 取組3 福祉教育の充実 取組1 情報提供の充実 取組2 意思疎通支援の充実 取組1 虐待防止体制の充実 取組2 権利擁護の強化
基本目標2 自立した生活を送ることのできるまち	施策1 地域生活における支援の充実 施策2 相談支援体制の充実 施策3 生活を支えるサービスの充実 施策4 保健・医療の充実 施策5 子どもに対する支援の充実	取組1 地域生活移行支援体制の充実(重点) 取組2 自立を支える生活拠点の確保 取組1 相談支援体制の充実 取組1 在宅サービスの充実 取組2 日常生活における支援の充実 取組1 乳幼児期における適切な保健・療育の確保 取組2 心と体の健康づくりの推進 取組3 療養支援体制の充実 取組1 未就学期における支援の実施(重点) 取組2 学齢期における支援の充実
基本目標3 生きがいのある暮らしが送れるまち	施策1 障がい者雇用の促進等 施策2 スポーツ・芸術文化活動の推進	取組1 障がい者雇用の促進 取組2 一般就労事業所における雇用機会の創出 取組1 余暇活動支援の充実 取組2 障がい者スポーツの推進
基本目標4 安全・安心に暮らせるまち	施策1 防犯・防災体制の充実等 施策2 障がい者にやさしい都市基盤の整備等	取組1 防犯・防災体制の充実 取組2 防災体制の充実 取組1 公共交通の利便性の確保 取組2 バリアフリー化等の推進

(3) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取り扱い

別途、障がい福祉計画・障がい児福祉計画として定める事項は次のとおりです。

① 「成果目標」及び「活動指標」

成果目標は、国・県が定める数値目標に基づく内容を設定し、活動指標は、本市のサービスに基づくサービス量と確保の方策を設定します。

主な成果目標は次のとおりです。

- 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行
 - 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等
 - 成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等
 - 成果目標6 相談支援体制の充実・強化等
 - 成果目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
- } 【新規】

② 施策・事業の体系

施策体系としては、「障がい福祉サービス」及び「障がい児福祉サービス」「地域生活支援事業」に大別し、サービスの概要について整理します。

主に「活動指標」に該当するサービスで構成されます。

1 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービス・障がい児福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」に区分されますが、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するもので、障がい者福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、全ての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。「任意事業」については、今後の利用者ニーズに基づき、新たな事業について検討します。

【 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の体系図 】

